

さいたま市告示第177号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定介護機関から変更等の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年1月30日

さいたま市長 清水勇人

別紙のとおり

指定介護機関

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類	変更年月日
アスケア訪問入浴 浦和	名称変更	アサヒサンクリーン在宅介護センター浦和	アスケア訪問入浴 浦和	訪問入浴介護	R7.11.22
アスケア訪問入浴 浦和	名称変更	アサヒサンクリーン在宅介護センター浦和	アスケア訪問入浴 浦和	介護予防訪問入浴介護	R7.11.22

指定介護機関

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社 高橋薬局	さいたま市見沼区東宮下 2020	居宅療養管理指導	R6. 10. 31
パル薬局東浦和店	さいたま市緑区東浦和 1-21-11	居宅療養管理指導	R7. 12. 31
パル薬局東浦和店	さいたま市緑区東浦和 1-21-11	介護予防居宅療養管理指導	R7. 12. 31